

4. その他の主要施設

4.1 貯留構造物

貯留構造物は、埋立物の流出を防ぎ、安全に貯留する施設です。

貯留構造物としては、コンクリート重力式、逆T型コンクリート擁壁、土堰堤型等の種類がありますが、本計画では、窪地を利用して埋立地を造成するために、周辺の地盤が、そのまま貯留構造物としての機能をもつこととなります。

4.2 雨水等集排水施設

雨水等集排水施設は、浸出水の軽減を図るため、埋立地外に降った雨水が埋立地内に流入することを防止する目的で設けます。

雨水排水断面は、10年確率降雨強度（117mm/時間）により検討するものとして「熊本県林地開発許可事務の手引き」にしたがって行います。

※ 概算値は、埋立地外周水路で 600×600mm～800×800mm 程度、流末で 1300×1300mm 程度です。

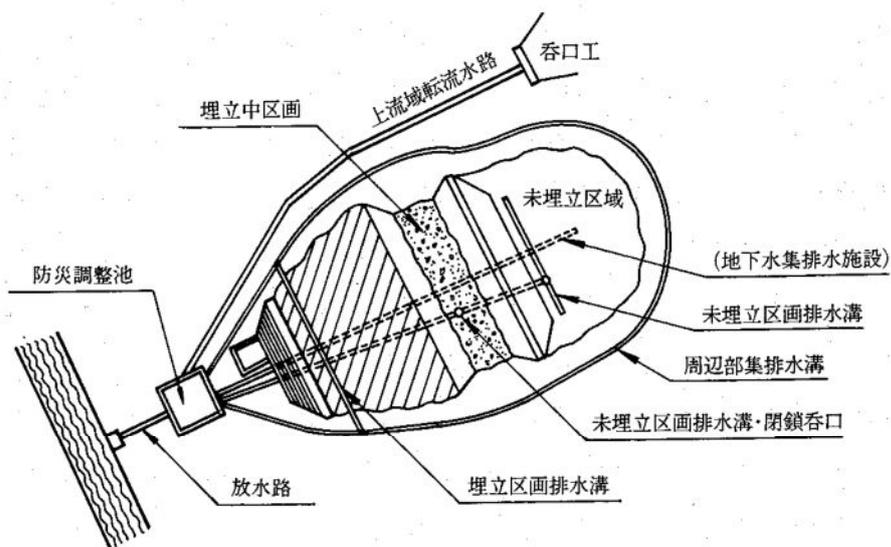


図 2.1.12 雨水集排水施設の概念図

4.3 浸出水集排水施設

浸出水集排水施設は、埋立地に降った雨水を速やかに集水し、浸出水処理施設へ排水する目的で設けます。

集水管は、空気やガスの供給管としての機能を合わせ持つことから、管断面上部を空気・ガスの流通断面と考え、浸出水量が流通量の20%以内に納まるよう

に、集水管の断面口径を主管 $\phi 800\text{mm}$ 、枝管 $\phi 200\text{mm}$ とします。

底部集水管は、有孔管の周囲の目詰まりを防止するための被覆材で覆う構造とし、被覆材の積み上げ高さは、目詰まりによるフィルター機能の低下を防止するために底部(保護土の表面)から、50cm以上高くするものとします。

縦形集排水管 ($\phi 200$) は、自立できるよう管の周囲をふとん籠で固定する構造とし、管の位置は、底部集排水管の幹線の横に配置し、幹線管渠に接続します。

流末は、集水ピットを設置し、ポンプ圧送で浸出水処理施設まで送水するものとします。

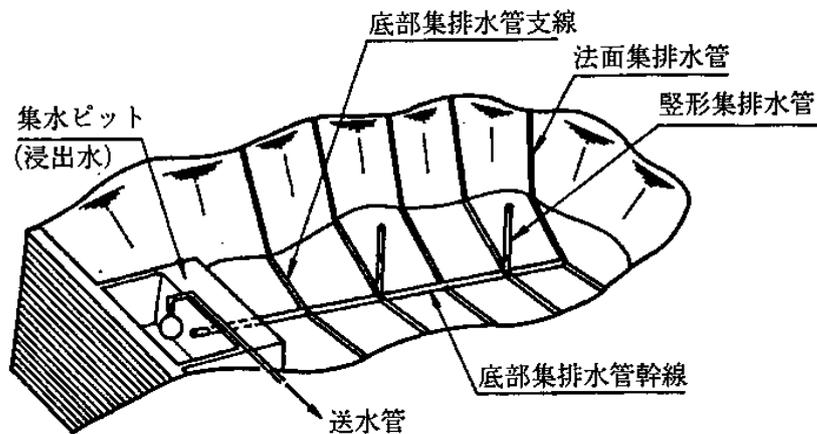


図2.1.13 浸出水集排水施設の配置概念図

4.4 発生ガス対策施設

発生ガス対策施設として、悪臭やガスによる火災等を防止するために、埋立地の適所にガス抜管を設けます。

本計画では、浸出水集水管の接合部等に設ける縦形集排水管をガス抜き設備として兼用させるものとし、性能指針により「配置密度は $2,000\text{m}^2$ に1箇所程度」とします。

4.5 飛散防止施設

飛散防止施設として、埋立地の全周囲に、高さ2.5m程度の防塵フェンスを設置し、廃棄物や粉塵が、風で飛散することを防止します。

第2節 管理共同利用施設

(1) 計画条件の設定

搬入廃棄物は、すべて管理施設（計量・検収設備）で受け入れを行い、処分場へ誘導します。

また、産業廃棄物処理特定施設整備法に基づく特定施設としての整備を図っていくこととし、産業廃棄物等の処理を効率的かつ適正に行う処理施設の他、産業廃棄物の適正な処理に関する研修施設、展示施設、会議場等施設等の共同利用施設を設置します。

したがって、本計画における主な管理共同利用施設として、管理施設、共同利用施設の具体的な内容を検討するものとします。

(2) 主要施設計画

① 管理施設

管理施設は、計量・検収設備、洗車設備、モニタリング設備、管理棟から構成することとします。

i) 計量設

計画する計量機（トラックスケール）の最大秤量は、30 tとし最小目盛10kg以下で急速安定機構をもつものを設置します。トラックスケールの積載面寸法は、3,000 mm^B×8,000 mm^Lとします。

ii) 洗車設備

廃棄物運搬車両のタイヤに付着した土や廃棄物を洗い落とすため、洗車設備を設置します。

iii) モニタリング設備

本計画では、排出源モニタリングおよび埋立層モニタリングを行うため、次の設備を設けます。

- 排出源モニタリング設備
 - ・ 遮水機能モニタリング柵 1箇所
 - ・ 埋立層モニタリング孔 3箇所
- 環境モニタリング設備
 - ・ 環境モニタリング井戸 4箇所

iv) 管理棟

施設全体の管理、受入検査等のため、管理棟を設けます。管理棟内には検査施設を設け、搬入廃棄物の抜き取り検査や日常的なモニタリングを行います。

② 共同利用施設

共同利用施設は、広く県民に処分場の役割や安全性に配慮した機能を紹介し、処分場や廃棄物に対する正しい知識と理解を深めることを目的に、循環型社会の形成に向けた環境問題全般についても、学習できる施設を設置します。主な施設案としては、次のような施設を検討します。

i) 研修室

- 廃棄物問題等について、一般住民への講座、研修会
- 各種団体、住民グループ等へ開放

ii) 環境体験学習室

- パネル展示、パソコン（対話式、ゲーム）、映像、音により来訪者が実際にそれらに触れ、考え、学び、学習する設備
- 隣接する廃棄物処理施設の施設内の様子を、モニターによりリアルタイムで映像を写す設備

iii) 立体映像室講演ホール

- 大型スクリーンにより環境に関する映像を放映
- 講演、イベント等多目的な利用

第3節 関連施設計画等

1. 道路施設計画

本計画における道路施設の種類とその機能は、次のとおりです。

(1) 搬入道路

受入対象廃棄物を最終処分場まで運搬するために利用する道路は、主要地方道大牟田植木線（県道3号）が想定されます。

また、大牟田植木線から建設地へ進入する搬入道路は、既存の町道（幅員7.0m）を利用します。

(2) 場内道路

場内道路は、受入対象廃棄物を埋立地に搬入するため車両通行のために設けられる道路です。幅員は、1.5車線程度の道路とします。

幅員構成：（路肩） $0.5\text{m} \times 2$ + （車道） $4.0\text{m} = 5.0\text{m}$

(3) 管理道路

管理道路は、最終処分場の諸施設や防災調整池等の関連施設の日常管理、保守・点検、防火・安全管理等のために設けられる道路です。幅員は、一車線の道路とします。

具体的には、次のような道路を設けます。

- 最終処分場の全域を巡視して点検するために処分場の外周を一巡できる道路。
- 浸出水処理施設に機械や材料の搬出入ができる道路。

幅員構成：（路肩） $0.5\text{m} \times 2$ + （車道） $3.0\text{m} = 4.0\text{m}$

2. 防災施設計画

開発規模、計画地の地形・地質条件、周辺環境等を考慮して、必要な防災施設を整備するとともに、防災体制の確立等を含めた総合的な対策により、災害の発生を未然に防止することに努めます。

本計画においては、次の防災対策を講じるものとします。

(1) 土砂流出防止対策

造成工事を行う前に、工事時に発生する水流土砂の下流への流出を防止する目的で「土砂流出防止柵」、「仮設沈砂池」等を設置し、防災対策に万全を期すものとします。また、工事完了後は、設置する防災調節池において土砂の流出を防止します。

① 土砂流出防止柵

工事中において、土砂が残置森林へ流出することを防止する目的で、盛土法面の法尻に土砂流出防止柵を設置します。

② 仮設沈砂池

工事中において、下流域に対する水流土砂の流出を防止する目的で、堀込み型の沈砂池や盛土端部に仮土堰堤を段階的に設置して確保する沈砂池等を仮設にて適宜設置します。

(2) がけ崩れ・地すべり防止対策

造成工事に伴い、がけ崩れや地すべりを防止するため、次のような防災対策を施します。

① 段切り

傾斜地盤上に盛土を施す場合、地山と盛土の間で滑りが生ずる可能性があるため、地山の勾配が急な箇所等に、盛土を地山にくい込ませて滑りを防ぐよう地山に段切りを行います。

② 暗渠排水管

盛土の安定を図るため、暗渠排水管を設置して地下水や雨水浸透水を速やか

に排除します。特に沢筋や地下水・湧水が認められる箇所には留意のうえ施します。

③ 面状排水等、水平排水設備

盛土安定を図るため、降水による浸透水を速やかに排除し、盛土内の含水比を下げる必要が生じる箇所にあつては、盛土内にジオコンポジット（ジオテキスタイル等の複合製品）等の材料を使用した水平排水設備を設けます。

④ その他の防止対策

盛土の安定を図るためまたは局所的に崩落のおそれがある箇所には、土工事に際してすべり面、地質特性、地下水・湧水状況等を踏まえ、必要に応じて次に示すような対策工を実施します。また、現状の池底にはへドロ状の軟弱土が堆積していると推定されるために、地盤改良工を行うか良土で置き換えます。

- 補強土壁工
- セメント改良剤による地盤改良工
- 地表水排除工（水路工、浸透防止工等）
- 地下水・湧水処理工（集水渠工、水平排水設備等）
- 排土工（崩積土等に対して）
- アンカー工

（ 3 ） 出水対策

流域面積、造成面積、埋立地面積、その他の開発面積、雨水集排水施設の設置、および下流河川の疎通能力等を考慮の上、「開発許可申請に伴う調節池設置基準（案）」（熊本県土木部河川課）、「熊本県林地開発許可事務の手引き」等に基づき、「防災調節池」、「仮排水路等」等を設置します。

① 防災調節池

計画地の最下流部には、洪水調節機能を確保するために防災調節池を設置します。

防災調節池は、洪水流量を適正な放流量まで調整し、その差分を貯留できる容量を確保します。また、沈砂機能にも留意し、工事中あるいは埋立供用を念

頭に置いた流出土砂についても適切な貯留容量を確保します。

調節池堰堤は、地震時においても安全性を十分に確保できる構造とします。

なお、防災調節池規模については、今後、内田川の流過能力調査を実施して、関係機関との協議を十分図りながら定めますが、現時点では次のように想定しています。

○ 最大調節容量

内田川ネック点の流過能力により、許容放流量を求め 1/50 年後方集中ハイエイトおよび実績降雨波形 (S28. 6. 26 熊本気象台-日雨量 360mm) により容量を計算し、比較のうえ大きい方を最大調節容量とします。

※ 調節容量の概算推定値は 2,100m³です。

○ 必要貯砂容量

堆積した土砂を年 1 回搬出する計画で、貯砂量は造成中 150m³/年/ha、造成完了後 1.5m³/年/ha として必要貯砂容量を計算します。

※ 設計堆砂土砂量の概算値は 1,300m³です。

(4) 防火対策

埋立ごみの種類が不燃物主体であるため、発生ガス量は少なく、火災発生の可能性は低いと考えられますが、不測の事態に備えて次の防火対策を講じます。

○ 発生するガスを速やかに排出するために、ガス抜き設備を埋立地内に設けます。

○ 埋立地内の適所に消火用の土砂を常備する。また、消火用水として浸出水調整槽の貯留水を用います。

3 . 環境モニタリング計画

施設設置に伴い地下水汚染や悪臭等周辺環境への影響が生じない施設整備を行っていますが、施設・設備が正常に機能しているか、あるいは周辺環境に変化が生じていないかを継続的に確認を行うために、環境モニタリング計画を定めます。

モニタリングには、浸出水処理施設の処理水などの排出源モニタリングと周辺の生活環境の変化を把握する環境モニタリングがあります。

本計画においては、法定項目・回数より上乗せし、四季による変化やモニタリングの重要度から計画を策定しています。特に、放流水は、浸出水処理施設の故障等で放流水が異常水質となった場合、放流水域への影響が考えられるのでpH、電気伝導度（EC）を常時監視（日1回記録）します。また、遮水工は、漏水検知システム等万全の設備としておりますが、万が一異常生じた場合、集水される地下水を同様に常時監視します。また、悪臭・土壌・大気質・底質・騒音振動は、政省令や県要綱では定められておりませんが周辺環境保全への配慮より年1－2回の測定を行います。

各モニタリングにおける計画案は、次のとおりです。

(1) 排出源モニタリング

浸出水処理施設の処理水の他、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地下水水質、埋立地内発生ガスを対象に実施します。排出源モニタリング(案)は、表2.3.1のとおりです。

表2.3.1 排出源モニタリング(案)

| 項目 | 調査地点 | 法定回数 | 県基準※ | 調査回数 | 検査項目 |
|--------------------------|-------------------------------|------|------|------|---|
| 放流水水質調査 | 浸出水処理施設 排出口 | — | — | 日1回 | EC |
| | | 月1回 | 年1回 | 日1回 | pH |
| | | — | — | 月1回 | BOD、COD、SS、T-N |
| | | — | — | 月1回 | Cl |
| | | 年1回 | 年1回 | 月1回 | 大腸菌群数 |
| | | 年1回 | 年2回 | 年1回 | ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油、動植物油)、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、全リン |
| 悪臭調査 | 敷地内1地点 | — | — | 年2回 | 臭気指数(必要により以下の項目について機器分析を行う。) アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸 |
| | | | | 年1回 | カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ホウ素、フッ素、ダイオキシソ類 |
| 土壌調査 | 敷地内1地点 | — | — | 年1回 | カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ホウ素、フッ素、ダイオキシソ類 |
| 地下水水質調査(しゃ水機能モニタリング) | 施設内浸出水及びしゃ水シート下の集水した水の排出口各1地点 | 月1回 | — | 日1回 | pH、EC |
| | | — | — | 年1回 | カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ホウ素、フッ素、Cl、ダイオキシソ類 |
| 埋立地内温度、発生ガス調査(埋立層モニタリング) | 処分場1区画ごとに1地点 | — | — | 年2回 | 温度、ガス量、メタン、二酸化炭素、アンモニアガス、硫化水素 |

※ 熊本県産業廃棄物指導要綱による処理施設の維持管理に関する基準

(2) 環境モニタリング

施設周辺における騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地下水水質、公共用水域の水質および河川底質等を対象に実施します。環境モニタリング（案）は、表 2.3.2 のとおりです。

表 2.3.2 環境モニタリング（案）

| 項目 | 調査地点 | 法定回数 | 県基準※ | 調査回数 | 検査項目 | |
|-------|----------------------|----------------|--|------|------|--|
| 大気質 | 廃棄物運搬車両及び埋立重機からの排気ガス | 計画地周辺道路 | — | — | 年1回 | 二酸化窒素、一酸化炭素 |
| | 埋立地からの粉じん | 計画地周辺2地点以上 | — | — | 年1回 | 浮遊粒子状物質、ダイオキシン類 |
| 水質 | 公共用水域の水質調査 | 河川 | — | 年2回 | 月1回 | 色相、臭気、透視度、pH、EC、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全リン、塩素イオン |
| | | | — | 年2回 | 年2回 | カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロメタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ホウ素、フッ素、ダイオキシン類、マンガン、亜鉛、鉄、銅 |
| | 地下水水質調査 | (環境モニタリング観測井戸) | 月1回 | 月1回 | 日1回 | EC |
| | | | 月1回 | 月1回 | 月1回 | 塩素イオン |
| | | | — | 年2回 | 日1回 | pH |
| | | | 年1回 | — | 年2回 | アルキル水銀、PCB、ホウ素、ダイオキシン類 |
| | | | 年1回 | 年2回 | 年4回 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、シアン、水銀、鉛、六価クロム、カドミウム、ヒ素、フッ素、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン、セレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、1,1,1-トリクロロエタン |
| — | 年2回 | 年4回 | 過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群数・一般細菌数、銅、鉄、マンガン、亜鉛、カルシウム、マグネシウム等硬度、フェノール類、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、水素イオン濃度、色度・濁度、鉱油類含有量・動植物油類含有量、クロロホルム、ジブromモノクロロメタン、ブromジクロロメタン、ブromホルム、総トリハロメタン | | | |
| 底質 | 河川底質調査 | 河川 | — | — | 年1回 | カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロメタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ホウ素、フッ素、強熱減量、含水率 |
| 騒音・振動 | 環境騒音・振動調査 | 計画地周辺 | — | — | 年1回 | 騒音レベル、振動レベル |
| | 道路交通騒音・振動調査 | 計画地搬入道路 | — | — | 年1回 | 騒音レベル、振動レベル、交通量 |
| 土壌 | 土壌調査 | 計画地周辺2地点以上 | — | — | 年1回 | カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ホウ素、フッ素、ダイオキシン類 |
| 悪臭 | 悪臭調査 | 計画地周辺2地点以上 | — | — | 年2回 | 臭気指数(必要により以下の項目について機器分析を行う。) アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸 |

※ 熊本県産業廃棄物指導要綱による処理施設の維持管理に関する基準

4 . 跡地利用計画

計画施設のうち管理型最終処分場の埋立完了後は、広大な埋立面が跡地として利用可能となります。

跡地利用の検討にあっては、建設地周辺の自然環境、地理的条件、交通事情、跡地形状等を勘案することが重要ですが、地元行政、地元住民などの意向に充分配慮し、今後具体的な検討を行っていきます。

また、跡地利用の検討にあたっては「臼間山総合開発整備計画」との調整を図ります。

(参考) 他の最終処分場における跡地利用の例

① 横浜市神明台処分場の事例

本処分場は、昭和 48 年から 7 次に渡り埋立されており、現在も埋立中です。埋立が終了し、地盤が安定した区域を利用して、スポーツ施設等を整備し、地域の方々へ解放しています。

また、地域に昔から自生している樹木を住民の方々と協力して植樹したり、野の花を植栽し緑化を図っています。

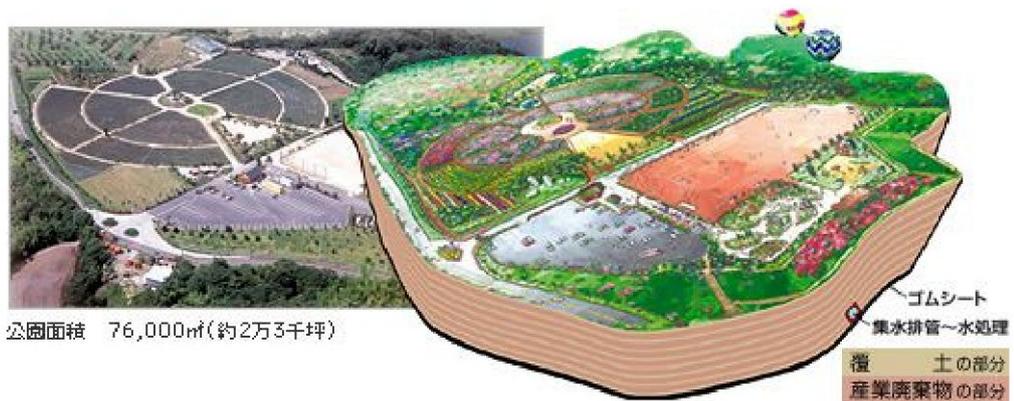


跡地事例（横浜市）

② 民間最終処分場の事例（大阪府和泉市）

本処分場は、昭和 55 年から昭和 63 年の 8 年間埋立を行った後、平成 11 年にリサイクル環境公園として一般に開放しています。

公園は、各種スポーツに使用できる多目的グラウンドや日本庭園、ハーブ園、花壇等があり、年間約 21 万人の来場者があります。



跡地事例（民間最終処分場）

第 4 節 基本構想計画

以上の、第 1 節から第 3 節において検討した事項で基本構想図を作成すると、図 2.4.1 および図 2.4.2 のとおりとなります。

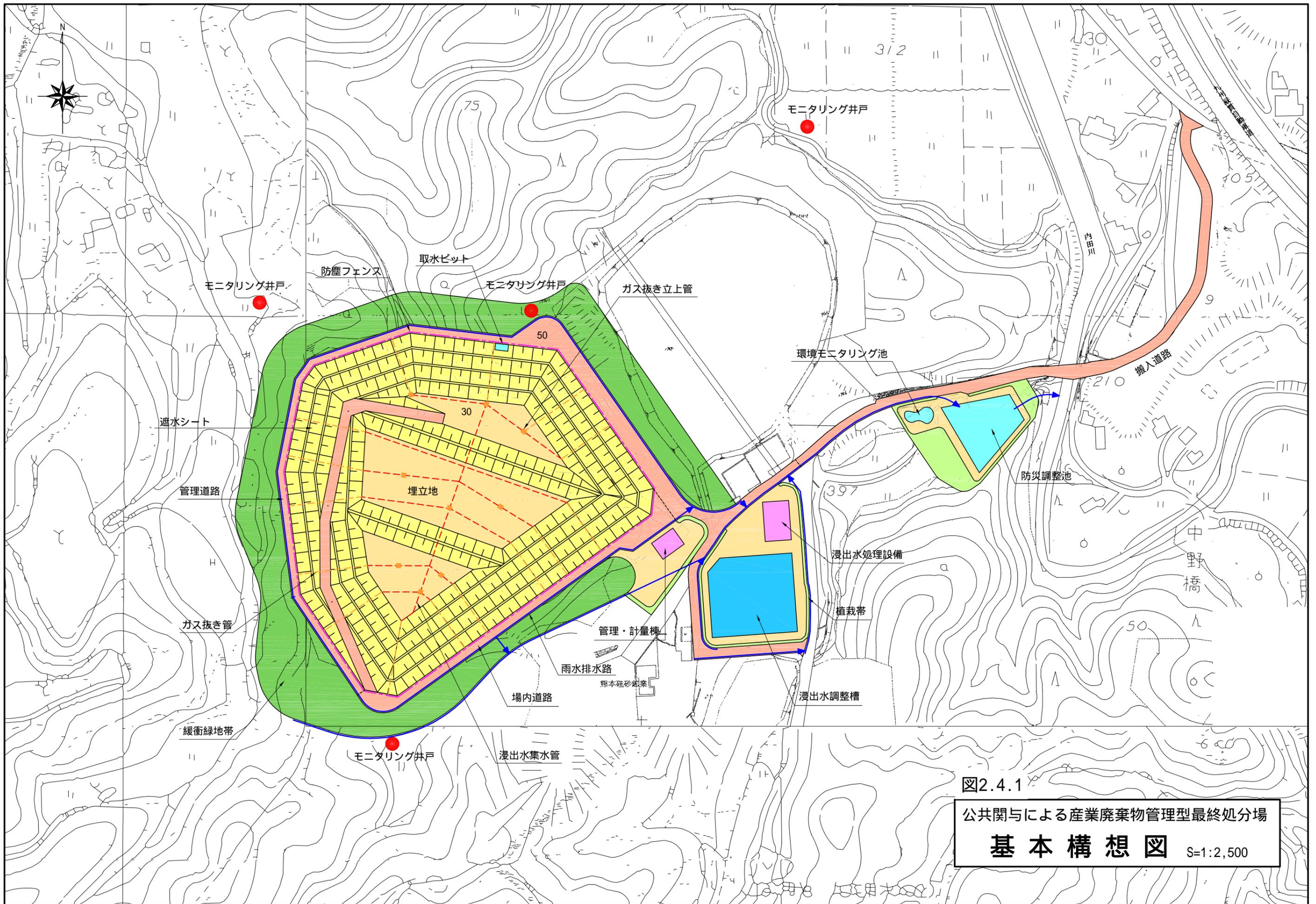
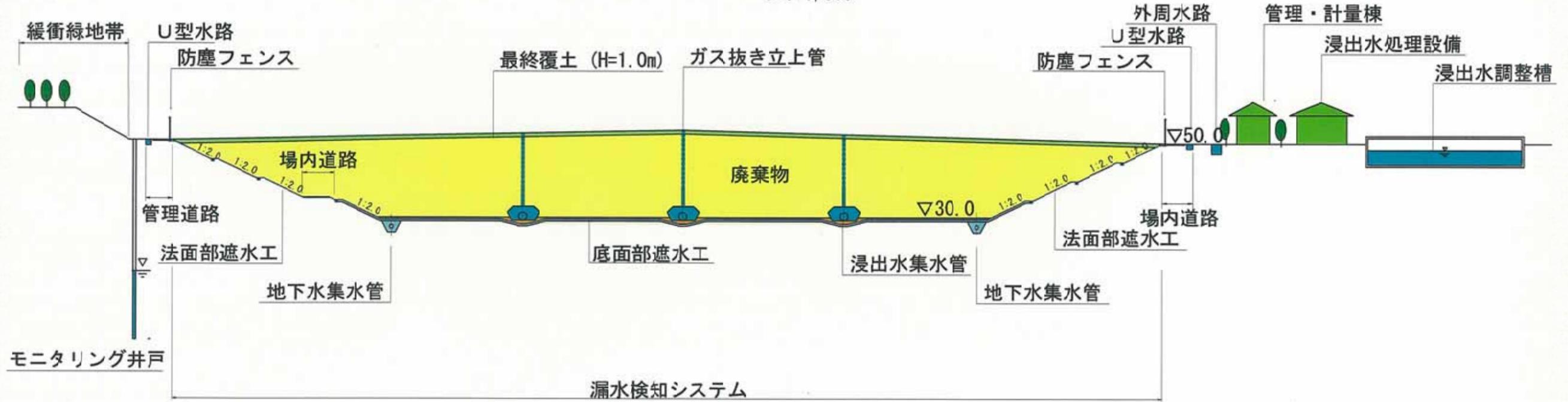


図2.4.1

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場
基本構想図 S=1:2,500

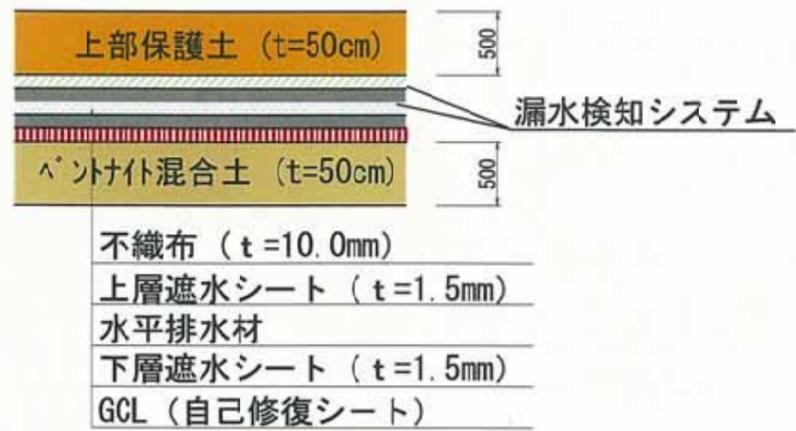
埋立地標準断面図

S=1:1,000

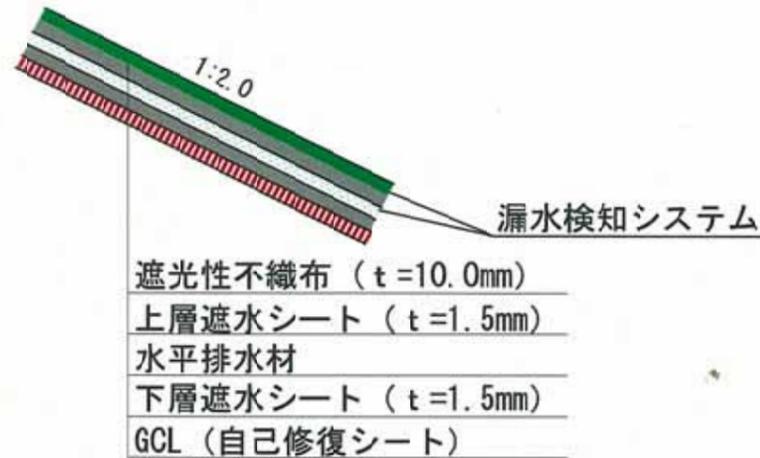


遮水工詳細図

底面部遮水工



法面部遮水工



漏水検知システム

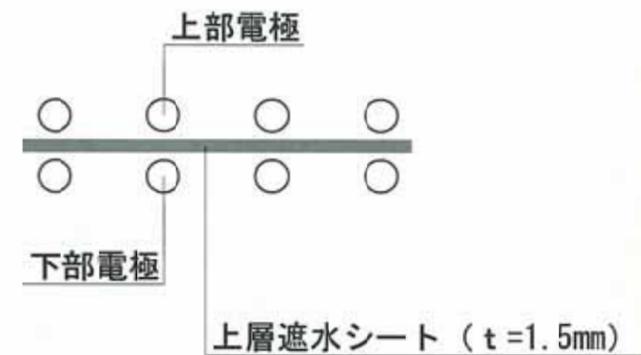


図2.4.2 埋立標準断面図

第3章 概算事業費

第1節 整備計画諸元のとりのまとめ

本計画における整備計画諸元は、以下のとおりです。

表 3.1.1 整備計画諸元

| 施設名 | 諸元 |
|----------|-----------------------------------|
| 管理型最終処分場 | 埋立面積 : 約 5.2 ha |
| | 埋立(可能)容量 : 約 70 万 m ³ |
| | 浸出水処理設備能力 : 200 m ³ /日 |
| | 浸出水調整設備規模 : 27,000 m ³ |
| 管理共同利用施設 | 管理施設、共同利用施設等 |

第2節 概算事業費

本計画の概算事業費は、概ね約 83 億円程度となります。

第3節 財源措置

施設整備に当たっては、国等の財政支援を効果的に活用するため、廃棄物処理センターおよび特定施設の認定を受けます。この認定を受けることにより、補助対象事業費の 1/2 (国 1/4、県 1/4) が補助金として交付されます。残額は民間金融機関等(※)からの借入金とし、金利等の借入条件を見極めて借入先の検討を行います。

※ 現在、公共的分野へ融資を行う政府系金融機関として「日本政策投資銀行」があり、公共関与事業へも低利融資を行っていますが、平成 20 年に民営化が予定されていることから、本計画における借入先としては民間金融機関等としました。

財源事例は、以下のとおりです。

| 総事業費 100% | | | |
|----------------------|--------|---------|--------------|
| 補助対象事業費 70% <100%> * | | | 補助対象外事業費 30% |
| <25%> | <25%> | <50%> | 民間銀行等借入 |
| 国庫補助金 | 県補助金 | 民間銀行等借入 | |
| 17.50% | 17.50% | 35.00% | |

* 他県の例によると、補助対象事業費は、総事業費の概ね70%程度です。

○ 総事業費 約 83 億円

- ・ 国庫補助金(17.5%) 約 14 億 5,250 万円
- ・ 県補助金(17.5%) 約 14 億 5,250 万円
- ・ 民間銀行等借入(65%) 約 53 億 9,500 万円

第4章 今後の取り組み

第1節 今後の取り組み方針

本構想は、南関町大字下坂下における最終処分場の建設に向けた基本的な方針を示すものであり、今後は本構想に基づき、建設に向けた取り組みを進めていきます。

なお、今後の取り組みにおいては、次の点に十分留意するものとします。

- 周辺地域の住民をはじめ、関係市町等の意見・要望を十分聞きながら、今後の施設整備に反映させていきます。
- 今後、環境影響評価、設計、建設工事を計画的・段階的に行い、周辺環境の環境保全対策には万全を期すものとします。
- 今後の廃棄物処理の状況および技術動向等に十分注意しながら、最も適した施設整備を行います。

第2節 事業工程

施設整備にかかる事業の標準的な工程は、次表のとおりです。

| 項 目 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目～ | 備 考 |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 基 本 設 計 | ■ | | | | | | | |
| 用 地 測 量 | | ■ | | | | | | |
| 環 境 影 響 評 価 | | ■ | | | | | | |
| 実 施 設 計 | | | ■ | | | | | |
| 環 境 保 全 協 定 | | | | ■ | | | | |
| 廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 許 可 | | | | ■ | | | | |
| 用 地 取 得 | | ■ | | | | | | |
| 建 設 工 事 | | | | | ■ | | | |
| 産 業 廃 棄 物 処 分 業 等 の 許 可 | | | | | | | ■ | |
| 供 用 開 始 | | | | | | | ■ | |